

「物価高対応子育て応援手当」を支給します

令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実施する総合経済対策」において、0歳から高校生年代までのこども達に1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することとなりました。

対象者

下記(1)の児童手当受給者、または下記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者に支給します。

(1) 令和7年9月分（または9月30日までに出生）の児童手当の支給対象児童

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

※(1)の方のうち、【申請不要】の方には3月上旬に町からお知らせを送付します。

～申請が必要となる方【要申請】～

次の方は原則として申請が必要です。下記期限までに健康こども課窓口に申請してください。
申請書類は、町HPにてダウンロードまたは窓口でも配布しています。



町HP

(1) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

(2) 所属庁から児童手当を受給している公務員

（※公務員の方は、まずは職場に手続きについてご確認ください。「物価高対応子育て応援手当申請書」を配布された場合は、必要事項を記入の上、申請してください。）

(3) 令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

⇒ **申請期限：3月2日(月)から31日(火)まで**

（※(1)のうち、3月に出生した児童は4月13日(月)まで）



支給額・支給時期

対象児童1人につき2万円（1回限り）

※長瀬町では【申請不要】の方には、3月下旬の支給を予定しています。原則として、令和7年10月8日または12月8日の児童手当受給口座に振り込みます。

※【要申請】の方は、申請時に支給先口座等の提出が必要となるため、支給日は異なります。

「物価高対応子育て応援手当」に関する “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに長瀬町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに健康こども課又は秩父警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ こども家庭庁コールセンター ☎ 0120・252・071（受付時間：平日午前9時～午後6時）
健康こども課 子育て支援担当 ☎ 66・3111 内線135

がんワンストップ相談

働くがん患者さんの治療と仕事の両立を支援するため、複数の専門職による相談会を開催します。

1 対象者

県内在住または在勤する就労中のがん患者の方（休職中の方も含む。）

2 相談日時

月2回、午後6時15分～8時15分（最終受付午後7時45分）※事前予約制

令和8年2月	2月5日(木)、2月19日(木)
令和8年3月	3月5日(木)、3月12日(木)

3 費用 無料

4 申込み

県HPまたは電話・メールにて県疾病対策課へ事前にお申込みください。

電話：048-830-3651

メール：a3590-06@pref.saitama.lg.jp

問合せ

健康こども課 健康づくり担当 ☎ 66・3111
内線132、133

埼玉県 がんワンストップ



県HP